



保存版

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405

加入対象となる労働者の範囲

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3階

ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 従業員が入社しましたが、加入すべき保険について教えてください

	社会保険	労働保険	
	健康保険・厚生年金保険	雇用保険	労災保険
基本的なとらえ方	<p>適用事業所に常用的に使用されている、次に掲げる者以外は、本人の意思、国籍、報酬の多少に関わらず被保険者となる。</p> <p>ただし、健康保険では、原則として日本国内に住所を有する 75歳以上の人、厚生年金保険では 70歳以上の人を除く。</p> <p>(1) 日々雇い入れられる者(1ヵ月以内) (2) 2ヵ月以内の期間を定めて使用される者 (3) 季節的業務に4ヵ月を超えずに使用される者【例：酒造製茶等】 (4) 臨時的業務に6ヵ月を超えずに使用される者【例：博覧会等】</p>	<p>次に掲げる労働者以外は、被保険者となる。</p> <p>(1) 季節的業務に4ヵ月以内の期間を予定して雇用される者 (2) 昼間学生や週20時間未満のパートタイマー</p> <p>※65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります</p>	<p>労働の対価として賃金をうける全ての労働者が対象</p> <p>※労働保険事務組合と労働保険の事務委託をした場合、中小企業の事業主・法人の役員・家族従事者も、労災保険に加入できます(特別加入)。特別加入をご希望の方は当事務所までご相談下さい。</p>
短時間就労者	<p>労働時間及び労働日数が正社員の3/4以上であって、常用的使用関係が認められれば被保険者となる。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>平成28年10月から、従業員501人以上の会社の加入対象が広がりました。平成29年4月からは、従業員500人以下の会社で働く方も、労使で合意すれば加入対象になります。</p> <p>※短時間労働者とは、勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の3/4未満で、以下の①～⑤のすべてに該当する方</p> <p>①週所定労働時間が20時間以上 ②賃金の月額が8.8万円以上 ③雇用期間が1年以上見込まれる ④学生でない ⑤以下のいずれかに該当する</p> <p>i) 従業員が501人以上の会社(特定適用事業所)で働いている ii) 従業員が500人以下の会社で労使合意がされている</p> </div>	<p>次の2要件に該当し、労働条件等が文書で定められているときは被保険者となる</p> <p>(1) 1週間の所定労働時間が20時間以上ある (2) 31日以上引き続き雇用される見込みである</p>	<p>期間や労働時間に関係なく、1日だけの短期アルバイトも含めて全ての労働者が対象</p>

※例えば1週間の会社で定めた労働時間が40時間(1日8時間、週5日)の場合



❖ 社会保険・労働保険Q&A ❖

Q : 法人代表者や労働者が加入する保険を教えてください

A : 法人代表者、個人事業主、法人役員、労働者によって、加入できる保険は異なります

・法人代表者は、法人から報酬を受けている限り、社会保険の加入は義務となります。その他、労災保険については基本的には対象外ですが、従事する事業によっては特別加入制度が適用されます。

・個人事業主とその家族の従業員は社会保険には加入できません。その他、労災保険については基本的には対象外ですが、従事する事業によっては特別加入制度が適用されます。

・法人役員（代表者を除く）は、常勤か非常勤かによって加入する保険が変わります。

・労働者は、契約期間や一週間の勤務時間によって加入する保険が変わります。

	契約期間	一週間の勤務時間	社会保険		労働保険	
			健康保険 介護保険	厚生年金 保険	雇用保険	労災保険
法人代表者	-	常勤	○		×	× (特別加入○)
個人事業主 (家族従業員)	-	-	×		×	× (特別加入○)
法人役員 (代表者を除く)	-	常勤	○		×	× (特別加入○)
		非常勤	×		×	× (特別加入○)
労働者 (試用期間でも要件を満たせば加入)	1日～ 31日未満	30時間以上	×		×	○
		20時間以上～30時間未満	×		×	○
		1～20時間未満	×		×	○
	31日以上～ 2か月未満	30時間以上	×		○	○
		20時間以上～30時間未満	×		○	○
		1～20時間未満	×		×	○
	2か月以上～	30時間以上	○		○	○
20時間以上～30時間未満		特定適用事業所 ○ 任意特定適用事業所○ 特定適用事業所以外×		○	○	
	1～20時間未満	×		×	○	

※上記 30 時間は一週間の所定労働時間が 40 時間の場合

1 週間の所定労働時間が 40 時間未満の場合は「週所定労働時間×4分の3」に読み替える
特定適用事業所：常時500人超の事業所 等

任意特定適用事業所：労使合意（働いている方々の2分の1以上と事業主が合意すること）に基づき、特定適用事業所となった事業所